



二輪車 の交通事故防止

令和2年上半期の交通死亡事故は18件発生し、そのうち7件が二輪車(自転車を含む)の関係する事故でした。

今年は一輪車の関係する交通事故が増加傾向にあります。

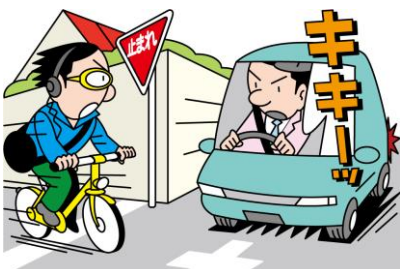


◆令和2年上半期二輪車の関係する交通死亡事故一覧◆

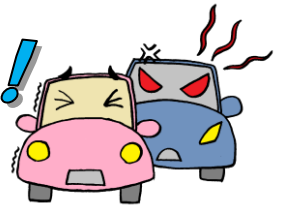
	発生日時	場 所	亡くなった当事者	事故の概要
1	1/14(火) 午後3時台	犬上郡多賀町 町道	60歳代男性 原動機付自転車	原動機付自転車が川に転落
2	1/18(土) 午後5時台	守山市 市道	70歳代女性 自転車	自転車が乗用車と衝突
3	5/14(木) 午後8時台	大津市 国道	40歳代女性 普通自動二輪車同乗中	二輪車が車に接触後転倒
4	6/5(金) 午後3時台	野洲市 県道	40歳代男性 普通自動二輪車	二輪車が対向車線の車と衝突
5	6/5(土) 午後7時台	湖南市 県道	70歳代女性 歩行者	横断歩行者と二輪車が衝突
6	6/16(火) 午前5時台	草津市 県道	20歳代男性 普通自動二輪車	二輪車が対向車線の大型二輪車と衝突
7	6/19(金) 午前7時	犬上郡豊郷町 町道	60歳代男性 自転車	自転車が川に転落

- ◎ 無理な追い越しなど危険な運転はせずに、ゆとりのある運転を心がけましょう。
- ◎ バイクに乗るときは、必ずヘルメットをかぶり、あごひももしっかり締めましょう。
- ◎ 自転車もヘルメットをかぶり、交差点ではしっかり安全を確認しましょう。
- ◎ 体調の悪いときは運転を控えましょう。

一時不停止 × 無理な追越し ×



あおり運転厳罰化！ダメ、絶対！



💡 あおり運転をしないためには…

いつもは安全運転を心がけていても、焦っていたり疲れていたりすると、運転中に前を走る車に怒りや苛立ちを覚えることがあるかもしれません。自分の感情のままに運転すると「あおり運転」になってしまう可能性があります。そんなときは、一度深呼吸をして心を落ち着けましょう。

あおり運転をした場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

違反点数 25点 免許取消し(欠格期間2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転のために危険が生じた場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

違反点数 35点 免許取消し(欠格期間3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

💡 もしも「あおり運転」の被害を受けたときは…

◆サービスエリアやパーキングエリアなどの安全な場所へ避難する

事故の危険があるため、道路上には停車しないようにし、人目のある駐車場等へ移動すること。

◆110番通報する


同乗者がいる場合は、同乗者が110番通報するか、安全な場所で止まってから通報しましょう。

◆警察が来るまで車外に出ない


車を止めたらドアを必ずロックし、相手が脅したり挑発してきても不用意に車外に出ないこと。


◆ドライブレコーダー等で相手の行為を撮影する

お互いにゆずり合う、思いやり運転に心がけましょう！




**犯人が電話で警察官・銀行職員を名乗り
家までキャッシュカードを取りに来るケース多発中!!**






「あなた名義の偽造キャッシュカードが見つかりました」
「早急に作り替える必要があるので、職員を向かわせます」



「あら、それは大変」「取りに来てもらえると助かるわ」

**ちょっと待って！
電話相手は本当の人？**

**役所・銀行に
確認を！**



不審な電話が届いたらすぐに「警察」や「家族」へ相談してください！

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

FAX配信からインターネットのE-mail配信に変更のご希望があれば、
下記にご連絡ください。また、県警HPでもご覧いただけます。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp